

令和3年度 負担金の額及び徴収方法

一般社団法人北陸信越貸切バス適正化センター

1 負担金の額

- ① 1事業者当たり (令和3年4月～4年3月) … 21,510円
- ② 1営業所当たり (令和3年4月～4年3月) … 33,360円
- ③ 1両当たり (令和3年4月～4年3月) … 3,660円

2 負担金の徴収方法

(1) 負担金の請求

令和3年2月1日現在の貸切バス届出(登録)事業者数、営業所数及び車両数をもって、令和3年4月～4年3月分の負担金の額を算出し、期首において請求します。なお、事業者が分割納付を希望した場合は後期分を令和3年9月に請求します。

(2) 新規許可・事業計画の変更に伴う負担金の請求

年度途中で新規許可を受けた事業者については、許可を受けた日の属する月の翌月分から当該年度末までの負担金を、年度途中で適正化機関の管轄区域内に営業所を有していない事業者が営業区域の拡大に伴い適正化機関の管轄内に初めて営業所を設置した場合については、当該認可の日の属する月の翌月分から当該年度末までの負担金を請求します。

(3) 負担金の納付

上記(1)、(2)により算出した1カ年分の負担金を一括納付してください。

なお、分割納付を希望する場合は、1カ年分の負担金を前期・後期ごとに分割して納付することができます。

(4) 負担金の精算

年度途中において事業計画の変更等が生じた場合の負担金の精算の要否については下表のとおりになります。

事業廃止、許可取消・失効	精算しません
事業の休止、再開	精算しません
事業の譲渡及び譲受	欄外記載(※1)
事業の分割、合併及び相続	欄外記載(※2)
事業計画の変更 ・適正化機関の管轄区域内のすべての営業所を廃止し、 当該区域内に営業所を有しないこととなった場合	精算しません
事業計画の変更(上記以外)	精算しません

※1 年度途中で事業の譲渡及び譲受に係る認可を受けた事業者にあつては、譲渡人が負担金を一括納付していた場合には精算しないものとし、譲渡人が負担金を一括納付していない場合にあつては譲受人に対し未納分に係る負担金を請求します。

※2 年度途中で事業の分割、合併、相続の認可を受けた事業者にあつては、認可に伴い許可に基づく権利義務を承継することから精算をしません。

(5) 納付期限

別紙請求書に記載のとおりとします。(請求日より1か月後)

(6) 延滞金について

納付期限までに負担金の納付がない場合には、道路運送法(以下、「法」という)第43条の15第5項及び法施行規則第34条の10第2項の規定により、納付期限の翌日から負担金を納付する日までの日数1日につき1万分の4の延滞金を徴収します。

ただし、法第43条の15第6項及び法施行規則第34条の10第3項の規定により、天災その他、負担金を納付しないことについてやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金を免除する場合があります。